

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、四一三号  
平成十四年十月二十二日  
(火曜日)

## 告示

### 目次

- 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (長寿社会課) 一
- 生活保護法の規定による介護機関の指定 ( ) 一
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗 (商工企画課) 二
- に係る事項の変更の届出 (二件) ( ) 二

## 正誤

- 平成十四年九月二十日付け島根県報外第九七号中 (土地資源対策課) 三
- 平成十四年十月一日付け島根県報第一、四〇七号中 (人事委員会事務局) 三

## 告示

### 島根県告示第九百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	実施する事業
名称 有限会社 ホワイトクリーニング益田	益田市遠田町二六六二番地	福祉用具貸与
医療法人社団 水澄み会	那賀郡三隅町大字河内四五一番地一	訪問看護

療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十月二十二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
なのはな薬局	益田市駅前町三三一四	平成十四年四月一日
デイー・シー・ビー薬局 朝日町店	松江市東朝日町一五一	平成十四年七月十五日

### 島根県告示第九百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十月二十二日

島根県知事 澄田信義

訪問看護ステーション・居宅介護事業所	名称	所在地	指定年月日
ハートケア事業部	ナースステーションみずみ	益田市遠田町二六六二番地	平成十四年六月二十七日
		那賀郡三隅町大字河内四七〇番地一	平成十四年九月十八日

## 島根県告示第九百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年十月二十二日

島根県知事 澄田信義

## 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや学園店 島根県松江市学園二丁目三四番六号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時

(変更後) 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十二時

4 変更の年月日

平成十四年十一月一日

## 二 届出年月日

平成十四年十月十日

## 三 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課（松江市末次町八六番地）

## 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

## 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意志の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

## 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

## 島根県告示第九百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年十月二十二日

島根県知事 澄田信義

## 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや楽山店 島根県松江市西川津町二〇八一番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時

(変更後) 開店時刻 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後一〇時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分から午後一〇時三〇分

4 変更の年月日

平成十四年十一月一日

二 届出年月日

平成十四年十月十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課 (松江市末次町八六番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所 (団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

正

誤

平成十四年九月二十日付け島根県報号外第九七号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ

箇所

正

五

表 出雲 (県) 1 の項中

1 (出冊)  
(60,200)

1 (出冊)  
(60,200)

平成十四年十月一日付け島根県報第一、四〇七号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ

段

行

誤

正

七

下

終りから六か  
ら七

(昭和三十五年島根県人  
事委員会規則第十三号)

(平成十三年三月三十日  
島根県人事委員会規則第  
三号)

毎週火・金曜日発行

平成十四年十月二十二日印刷  
平成十四年十月二十二日発行

発行者

島

根

県

発行所

松江学園南町

松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)